

居宅介護支援事業所 各位

七飯町民生部福祉課長

コロナウイルス感染症の影響により、当初ケアプランで予定されていたサービス利用がなくなった場合の居宅介護予防支援費の請求について

標記の件について、介護保険最新情報 Vol.836（令和2年5月25日）問5において実際にサービス提供が行われなかった場合であっても請求は可能との回答が示されました。

この回答が適用になる場合の例としては、サービス事業所の休業だけでなく利用者の希望による利用控えも対象となります。ただし、事業所においてモニタリング等の必要なケアマネジメント業務を行い、個々のケアプラン等においてサービス提供が行われなかった理由等、サービスの利用実績が存在しないが、居宅介護予防支援費を算定する旨の経過や理由が適切に説明できるよう、個々のケアプラン等において記録で残しておくことが条件となります。

つきましては、該当する利用者について過去に遡り請求の対応を行いますので、別紙一覧の提出と委託費の請求をお願いいたします。ご不明な点等がございましたら下記までご連絡願います。

なお、緊急事態宣言が解除された以降においても、感染リスクを考え利用を控える場合等も適用となりますので、その場合においても別紙一覧を提出いただき、通常の請求対象者との判別できるように対応をお願いいたします。

一覧につきましては、七飯町公式ホームページ・左上「福祉・子育て」・上から3番目「福祉」・上から2番目「介護予防支援に係る様式集」の順にサイトへ入っていただき、様式集12「コロナウイルス感染症の影響による居宅介護予防支援費請求関係」よりダウンロードすることができます。

○連絡先

七飯町民生部福祉課地域包括支援係
66-2488